

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
18	介護支援専門員業務に係る監督事務の指定都市・中核市への移譲	1～3
2	サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲	4～11
26	公営住宅の一部入居者(生活保護受給者又は一定の認知症患者)に対する収入申告の義務付けの緩和	12～17
37	都市公園の占用期間の条例委任	18～20
39	都市計画の軽易な変更の見直し	21～26
40	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	27～32

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番18

管理番号	45	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	介護支援専門員業務に係る指導監査事務の都道府県から指定都市・中核市への移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移譲し、指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に行うことができるようにするもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。
一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条～第85条)は、すでに指定都市及び中核市に移譲されている。
介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事案は、当該事業所に勤務する介護支援専門員に起因するものがほとんどであると考えられるが、指導権限を有する者が異なることから、迅速に対応できないケースが生じている。
両事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。

根拠法令等

介護保険法第69条の38、第203条の2
地方自治法施行令第174条の31の4、第174条の49の11の2

各府省からの第1次回答

介護保険法第69条の38の都道府県知事による介護支援専門員への報告規定は、同法第69条の2に基づく都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対する報告等を定めたものである。都道府県は当該登録業務、介護保険法施行規則第113条の3に基づく介護支援専門員実務研修受講試験、同規則第113条の4に基づく介護支援専門員実務研修、同法第69条の7に基づく介護支援専門員証の交付等の業務(以下、「登録業務等」という。)を一体的に行っており、介護支援専門員の業務実態等を把握し、登録業務等の適切な管理が必要となることから、同法第69条の38の都道府県知事による介護支援専門員への報告等を認めているところである。

一方、登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監査を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにつながりかねず、仮に指導監査の結果、介護支援専門員としての業務を行うことを禁止させる等の措置を行った場合に、都道府県知事は、登録管理している介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できなくなるおそれがあり、登録業務等の遂行に支障が生じることから、適切ではないと考えている。

なお、同法第83条では、市町村長は、必要があると認めるときは、介護支援専門員を含む指定居宅介護支援事業所の従業者に対し出頭を求め、関係者に質問することができるなど、現行規定においても、市町村長は介護支援専門員に対して適切に指導を行うことができるものと考えている。

さらに、平成26年度の介護保険法の一部改正により、平成30年度に居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲される予定であり、指定居宅介護支援事業所や介護支援専門員を含む当該事業所の従業者等に対して、市町村が自ら適切に指導できるように措置済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

介護保険法第69条の38の規定は、登録業務等の適切な管理を目的としたものとするが、現に同規定には「登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員」とあるとおり、介護支援専門員の登録都道府県と実際の業務実施場所が異なる場合において、登録都道府県と介護支援専門員が業務を実施している都道府県の双方に権限は存在する。したがって、「登録業務等を行わないにもかかわらず介護支援専門員に対する指導監督を行うことは、不当に介護支援専門員の活動に介入することにはならない」と考える。また、登録都道府県への通知が義務付けられていることから、本市提案が実現した際に、権限の移譲に合わせて指定都市等と都道府県との間に同様の仕組みを設けることで介護支援専門員の活動状況を網羅的に把握できるものとする。

一方、事業所に対する指導権限が既に指定都市及び中核市に移譲されているため、指定都市等の区域内で業務を行う介護支援専門員の業務実態については、第一に指定都市等が知り得る可能性が高い状況にある。しかし現状においては、指定都市等が事業所に対する指導の過程で介護支援専門員の義務違反を知った際に、当該介護支援専門員に対し業務の禁止や登録の消除などの処分が必要であると判断した場合、都道府県に情報提供を行い、都道府県が改めて同様の内容の報告を求めることになり、非効率であることから、同法第83条に基づく指導では不足しているとする。

このため、迅速性や効率性の観点から、事業所に対する権限を持つ指定都市等が、介護支援専門員に対する指導権限を併せ持つ形態が必要であり、事業所と介護支援専門員に対する指導を併せて一体的に行うことで、介護サービス全体の質の向上のためのより効果的な指導が可能になると考える。

以上の観点から、本提案について再度検討していただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

福岡県、宮崎市

○昨年、実地指導を行うため事前提出資料の提出を求めた際、事業所より提出資料作成中に介護支援専門員が更新を失念していたことが判明し、また、その者が有効期限を過ぎて介護支援専門員の業務を行っていたため、県より登録を消除されたケースがあった。(県はその者に対し、聴聞を行い処分を決定した。)

県は、有効期限の切れるケアマネ及びその方が属する事業所に更新案内を事前に送付しているがこ

のような事態が発生したため、これまでも県と市と連携を図り対応しているが、一体的に行うことが適切と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため、登録の消除等の権限を都道府県の責任で行う必要があり、都道府県の事務との整合を図った上で、提案団体の提案に沿って、指定都市・中核市においても介護支援専門員業務に係る指導監査事務が行えるようにするべき。

なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

指定都市については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲も含め検討すること。

また、移譲にあたっては、人員確保・体制整備のための十分かつ確実な財政措置が必要である。

当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指定都市から下記のとおり整理すべき事項が挙げられたことを申し添える。

<整理すべき事項等>

・当該事務・権限の移譲により、指導・監査の主体の数が増えることから、取扱いに差が生じる恐れがある。

については、国において統一的な取扱指針・マニュアル・Q&A等を充実させる必要がある。

・現在の制度のままでは、指導・監査の権限が移譲されたとしても登録地以外の事業所に就業する介護支援専門員には、指導・監督の権限が及ばないため、新たな仕組みを考える必要がある。

・当該事務・権限の移譲にあたっては、平成27年度の介護保険法の改正の効果も踏まえ、移譲の時期等の検討を進めるべきである。

・指導監査事務の権限を政令市・中核市に移譲する場合は、他の政令市・中核市、都道府県との情報共有を密にするシステムの構築が必要である。

・厚労省の見解では、介護保険法第83条により、既に市町村長に介護支援専門員に対する指導権限が付与されているとする。しかし、市町村長が必要な指示を行い、これに介護支援専門員が違反する場合、同法69条の39の介護支援専門員の登録削除の規定が適用されないため、市町村長の指導監査の実効性を担保するためには、新たな仕組みが必要となる。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○現行制度においても、登録地の都道府県知事に加え、業務地の都道府県知事も重畳的に介護支援専門員への監督権限を有している(介護保険法第69条の38)。

このため、登録地の都道府県知事に加え、業務地の指定都市・中核市長に重畳的に介護支援専門員への監督権限を付与(※)することとした場合、介護支援専門員への指導監督を指定居宅介護支援事業所に係る指導監督と一体的に行うことが可能になり、これにより、具体的な支障が生ずることはないのではないか。

※ 指定都市・中核市が登録地内にある場合は、当該指定都市・中核市長に対する当該権限の付与、指定都市・中核市が登録地外の業務地にある場合、当該業務地の都道府県知事が有する当該権限の当該指定都市・中核市長への移譲

各府省からの第2次回答

指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにするという提案については、

・介護支援専門員と指定居宅介護支援事業所の指定権限を有する自治体との関係についての考え方を整理する必要があること、

・平成26年の介護保険法の一部改正により、平成30年度には、全ての市町村が居宅介護支援事業所の指定権限を有することとなるが、さいたま市のご主張のとおり指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と介護支援専門員の業務に係る指導監督事務を一体的に行えるようにする場合、平成30年度からは介護支援専門員の指導監督権限も全ての市町村が担うこととする必要があること

等を踏まえた検討が必要と考える。このため、次期制度改正に向けた検討の中で検討を行うこととしたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

通番2

管理番号	6	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲				
提案団体	福井市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。
また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の背景】

国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。

県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。

【具体的支障事例】

各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。

【制度改正の必要性と効果】

県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。

権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。

根拠法令等

高齢者の居住の安定確保に関する法律

第4条、第5条、第7条

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

第8条から第11条、第15条

各府省からの第1次回答

2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあつて、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。

地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、

- ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策
- ・公営住宅の供給目標

等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。

サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給状況等を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。

仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、

- ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、
- ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない

などのおそれがある。

本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に高齢者住まい法で制度化されている都道府県と市町村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。

さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能であり、実際に活用されている。

以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県で住生活基本計画との調和を図るとあるが、市が計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定すべきものと考えている。

また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能である。

独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、法的根拠が明らかではない。事業者規制等を行うものについては、法的根拠を明確にしたうえでやっていくべきではないかと考える。

本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、偏在について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているものである。

国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方について検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持っていることから、本市の抱えている課題については、共通認識と考えている。

さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見解も出していることから、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考えている。

また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができないため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めるものである。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

仙台市、本庄市、鳥取県、横浜市

○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お願い」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力があり、登録基準の独自の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるサ高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されたと考えられる。

○市町村の判断で登録基準(例床面積25㎡以上など)の強化・緩和ができないため、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保障に影響が生じる。

○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の設定が有効である。

○平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を任意で策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけがなく実効性の担保が薄い。

○【地域における課題】サービス付高齢者向け住宅(以下、「サ高住」)の家賃や共益費、サービス費等が全国でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る措置を講ずる必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況にある。

【制度改正の必要性和効果】県内統一的な運用や調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推奨している中で、法的連動性を持たない状況を改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。ただし、広域的な観点からの調整が必要な介護サービスの提供に係る人材確保等について配慮が必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。

○国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。

○計画策定に際して、都道府県との協議を求めることとすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、

・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、

・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない

との懸念の解消に資する可能性はある。

○しかしながら、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行うことについて、一部の都道府県からは、都道府県と調整した場合でも、

・市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大幅に増加し、煩雑化するおそれ

・周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないかと

・計画を定めた市町村の区域を対象外とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ

・都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難等の懸念があると聞いている。

○一方で、制度的に、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする場合、

・入居を希望する高齢者に対して、一定件数以上の登録について、一覧性をもって登録情報を提供すること（登録簿を作成し、一般の閲覧の供すること）

・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に遂行することが難しい場合なども想定される。

○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、さらに、制度改正の可否の検討を進めて参りたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番2

管理番号	6	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	サービス付き高齢者向け住宅に関する権限の移譲				
提案団体	福井市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、国土交通省				

求める措置の具体的内容

高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希望する市町村への移譲を求める。
また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の背景】

国は、高齢者の住まいの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する施策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであるが、計画に法的効力があるのは都道府県策定のものだけである。

県は、高齢者居住安定確保計画の中で供給目標の設定等を行っているが、目標数と実際の整備数には大幅な乖離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市含む4市町計)。

【具体的支障事例】

各市町で整備数に偏在がみられるとともに、市内においても、建設費の面から地価が低い郊外に整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパクトシティの概念と逆行する現状がある(福井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区)以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区外:20棟588戸))。

【制度改正の必要性と効果】

県でサ高住の供給目標を管理することは困難であるほか、地域のニーズとして供給数だけでなくサービスの質も管理することが求められている中、より地域に密着した市で供給目標の設定等を行うのが望ましい。サ高住は、地域包括ケアシステムの中心に位置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくりの方針と合致した整備計画が必要である。

権限移譲により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応じた登録基準の設定や市内中心地に限って床面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高住の供給管理を実施できる効果がある。

根拠法令等

高齢者の居住の安定確保に関する法律

第4条、第5条、第7条

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

第8条から第11条、第15条

各府省からの第1次回答

○2050年には高齢化率が約4割に達する超高齢社会にあつて、諸外国と比較しても量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、我が国において喫緊の課題である。このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の全国的な供給促進を進めている。

○地域における公的賃貸住宅の供給など、地域の住宅政策の基本的な方向性については、住生活基本法に基づいて、都道府県が定めることとされており、地域の実態を踏まえ、

- ・住生活の安定の確保や向上の促進のための目標や施策
- ・公営住宅の供給目標

等が、都道府県の住生活基本計画として定められている。

○サービス付き高齢者向け住宅の供給は、現下の超高齢社会において都道府県の住宅政策の重要な部分を成すものであり、都道府県は市町村と協議し、住生活基本計画との調和を図りつつ、高齢者居住安定確保計画を定めることとされている。同計画においては、都道府県内の住宅政策の方向性や公営住宅・公社住宅等の供給状況等を踏まえて、サービス付き高齢者向け住宅の供給目標や目標達成のための施策等が定められている。

○仮に、都道府県と調整なしに、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、

- ・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、
- ・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない

などのおそれがある。

○本提案の目的である市町村独自の登録基準の強化・緩和については、既に法で制度化されている都道府県と市町村の協議を通じて、都道府県が定める高齢者居住安定確保計画に、市町村が定める高齢者居住安定確保計画への委任規定を位置づけることにより実現可能であり、委任規定を設けている都道府県もある。また、多くの都道府県で、市町村と協議の上、高齢者居住安定確保計画において登録基準の強化・緩和が行われている。

○さらに、都道府県知事による登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能であり、実際に活用されている。

○以上のとおり、既に多くの地方自治体で、都道府県と市町村が連携して地域の実態を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の供給を図っており、既存制度のもとで本提案内容を実現することが適当と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県で住生活基本計画との調和を図るとあるが、市が計画の策定権限の移譲を受けた場合でも、県との意見調整を行い、各種計画との調和を図りながら策定すべきものと考えている。

また、計画的な整備がされない懸念について、県全体として必要な供給量等の確保は、市が計画を策定する段階において、県との意見調整を行うことで解消が可能である。

独自登録基準の設定に関し、市計画への委任を行っている事例を示しているが、法的根拠が明らかではない。事業者規制等を行うものについては、法的根拠を明確にしたうえでやっていくべきではないかと考える。

本市ではサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があり、偏在について課題として捉え、計画策定権限並びに独自の登録基準の設定権限の移譲を求めているものである。

国土交通省においても、サービス付き高齢者向け住宅のあり方について検討会を開催し、現行制度においてサービス付き高齢者向け住宅が郊外に整備される傾向があるとの課題認識を持っていることから、本市の抱えている課題については、共通認識と考えている。

さらに、検討会の中間とりまとめでは、「市町村で適切な立地を誘導すべき」との見解も出していることから、市への計画策定権限の移譲は、貴省のコンパクトシティ等の施策とも合致するものと考えている。

また、登録事務は、地方自治法に基づき、都道府県が条例を定めることにより市町村が処理することが可能とあるが、本提案は登録事務の移譲だけでは課題の解消ができないため、独自登録基準の設定と併せて登録事務の移譲を求めるものである。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

仙台市、本庄市、鳥取県、横浜市

○登録審査の円滑化を図り標記住宅の登録を促進することを目的として、「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る審査基準」を策定運用している。現状、市町村では高齢者居住安定確保計画の法的効力がなく、登録基準の強化・緩和を行うことができず、「判断の明確化」と「お願い」「誘導」をする内容となっているため、審査基準の内容を拒否されることも考えられる。市町村策定の計画にも法的効力があり、登録基準の独自の強化・緩和を行うことができれば、市町村が望ましいと考えるサ高住の供給を促進できる効果がある。また、法的効力が認められれば、市町村による計画策定も促進されることが考えられる。

○市町村の判断で登録基準(例床面積25㎡以上など)の強化・緩和ができないため、サービス付き高齢者住宅(サ高住)が建設費の面から地価の低い地域に集中的に整備される傾向があり、その地域の社会保障に影響が生じる。

○サービス付き高齢者向け住宅の整備については、本県でも地域差が生じている。地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給管理及び立地適正化のために、市町村独自の登録基準の設定が有効である。

○平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を任意で策定している。策定や見直しにあたって、現行法では、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の付加は県の計画に盛り込む必要があるため、県との調整を要するとともに、市町村計画の法的位置づけがなく実効性の担保が薄い。

○【地域における課題】サービス付高齢者向け住宅(以下、「サ高住」)の家賃や共益費、サービス費等が全国でもトップレベルに高い状況にある。高所得の高齢者は限られ、サ高住の供給促進を図るためには、中所得の高齢者向けに家賃やサービス費等の低減を図る措置を講ずる必要がある。また、市町村が立地・整備の方針や、契約の方針など地域の実情に応じた細やかな供給の方向性を計画に位置付けても法的拘束力を持たない状況にある。

【制度改正の必要性と効果】県内統一的な運用や調整を図ることも勿論必要であるが、現在、国が市町村に確保計画の策定を推奨している中で、法的運動性を持たない状況を改善することで、上記中所得者向けの家賃・サービス費等の低減の取組など、地域の実情に応じた登録基準の策定も可能となる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。ただし、広域的な観点からの調整が必要な介護サービスの提供に係る人材確保等について配慮が必要である。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○国としてもコンパクトシティ化を推進する中で、市町村のまちづくりの方針に沿って、サービス付き高齢者向け住宅について市町村が立地をマネジメントできるようにすべきではないか。

○国としても市町村が任意に高齢者居住安定確保計画を策定することを推奨しているところ。加えて、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画による委任を受け、市町村も登録基準の強化・緩和を行っているという実態を認めるのであれば、市町村が主体的にまちづくりを行えるようにする観点から、法令上、希望する市町村に計画策定権限を移譲するべきではないか。

○計画策定に際して、都道府県との協議を求めることとすれば、都道府県の施策の方向性と齟齬を生じるといった懸念は解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

○希望する市町村が、都道府県と十分な調整の上、高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和ができるとした場合、

・都道府県が定める住生活基本計画との調和が図られず、

・都道府県内において必要な供給量等を踏まえずに計画が策定され、結果として、必要なサービス付き高齢者向け住宅が計画的に整備されない

との懸念の解消に資する可能性はある。

○しかしながら、希望する市町村が高齢者居住安定確保計画を定め、登録基準の強化・緩和を行うことについて、一部の都道府県からは、都道府県と調整した場合でも、

・市町村ごとに登録基準が異なることとなるため、登録や指導監督に関する事務が大幅に増加し、煩雑化するおそれ

・周辺市町村の意見も反映させる必要があるのではないか

・計画を定めた市町村の区域を対象外とするのであれば、都道府県の計画策定・改訂に支障が生じるおそれ

・都道府県計画と市町村計画の策定期間が同時期でなければ、調整が困難

等の懸念があると聞いている。

○一方で、制度的に、市町村長が登録や指導監督に関する事務を担うこととする場合、

・入居を希望する高齢者に対して、一定件数以上の登録について、一覧性をもって登録情報を提供すること（登録簿を作成し、一般の閲覧に供すること）

・人口規模の小さい市町村によっては、当該事務を適切に遂行することが難しい場合なども想定される。

○このため、こうした都道府県の意見等も踏まえ、本登録制度の運用実態等を勘案しつつ、ご提案の内容について検討を進めてまいりたい。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番26

管理番号	226	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする。				
提案団体	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。

具体的には、以下の方法等が考えられる。

- ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。
- ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。

公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。

【支障事例】

生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。

根拠法令等

公営住宅法第16条第1項

各府省からの第1次回答

一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、横手市、天童市、真室川町、埼玉県、大和市、海南省、玉野市、高松市、西条市

○入居者は収入申告が未提出のため、文書や訪問により面会を試みるが単身高齢者で精神疾患を持っており、全く折衝することができない。そのため、近傍同種家賃となり、家賃その他、公共料金が滞納に陥っている状況である。

○生活保護を受給していれば収入申告の必要がないと思っている受給者もあり、何度収入申告を催促しても提出されないケースが毎年多々ある。

○生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。

○生活保護受給者について、申告懈怠のケースが発生している。平成26年度の収入申告において、生活保護世帯は全2,496世帯であったが、そのうち16世帯が最終的に未申告であり、平成27年度の家賃が近傍同種家賃の設定となった。そのため、住宅扶助費との差額を負担しなくなるとなり、滞納等のトラブルにつながるケースが発生している。こうしたことから、生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を求める。

○当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。公営住宅は、低所得者に対し、住宅セーフティネットとして提供していることを考慮すれば、生活保護受給世帯が、収入申告を忘れたことにより、近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費の額以上の住宅使用料(家賃)を負担しなければならないのは、公営住宅法の趣旨に反していると思われる。

○同様の事案が発生しており、対応に苦慮している。生活保護受給者の方は、住宅使用料算定の為の収入申告書を生活保護受給の為の収入申告と混同されることも多く、未提出につながり易いものと思われる。

○生活保護受給中である入居者が、収入申告を怠ることにより、近傍同種家賃を認定し、滞納及び明け渡し請求につながった事例がある。福祉事務所と協力し、収入未申告者に対し、指導を行っているが、今後もこのような事例はありうると考えられる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、事業主体側で職権認定できるようになることは、望ましいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○職権認定又は代理申告を導入する制度改革に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。

○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

各府省からの第2次回答

○「生活保護受給者等」の置かれている現状によっては、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今般、御提案頂いた団体に対して「生活保護受給者等」の実態や制度改革を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的にお示しすることとしたいが、提案団体間においても特に制度改革の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改革の可否について検討することとしたい。

○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である(生活保護法第7条参照)ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第16条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めるとする原則を変更することはできない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番26

管理番号	227	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	一部入居者の公営住宅の収入申告において代理申告を可能とする。				
提案団体	京都府、関西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増すると思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。

具体的には、以下の方法等が考えられる。

・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。

公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。

【支障事例】

申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。

根拠法令等

公営住宅法第16条第1項

各府省からの第1次回答

一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、横手市、天童市、郡山市、埼玉県、春日部市、海南省、玉野市、宇部市、西条市、大村市、栃木県

○当市の収入申告事務においても、生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。

○単身の認知症患者については、各自治体の福祉担当部門にて成年後見人の選定斡旋等を行っているが、決定までには時間を要することから、このような入居者に対しては、代理申告を推進することで、円滑な事務処理がなされるものとする。

○本県の公営住宅入居者の中には、75歳以上の後期高齢者の単身入居者が1,994人(平成27年4月1日時点)存在している。認知症等の理由により、収入未申告となる事例も発生しており、対応が課題となっている。こうしたことから、本県としても、単身の認知症患者について、本人の申告ではなく市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を求める。

○市で当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。当市では、単身の高齢者世帯が増加しており、今後は認知症を患うことにより、収入申告を行うことが困難になる事例も発生するものと思われる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。

○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

各府省からの第2次回答

○「単身の認知症患者」の置かれている現状に鑑み、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今般、御提案頂いた団体に対して「単身の認知症患者」等の実態や制度改正を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的にお示しすることとしたいが、提案団体間においても特に制度改正の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改正の可否について検討することとしたい。

○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である(生活保護法第7条参照)ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第16条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めるとする原則を変更することはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番37

管理番号	339	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任				
提案団体	北上市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スポーツ団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として令第十四条第四号の適用を行っているが、地縁団体や地区スポーツ団体にとっては、1年に4度申請手続きを行う事務的な負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の制度利用は低調となっている。本市では現在、街区公園等周辺住民の利用頻度が特に高い公園について、より地縁団体や地区スポーツ団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討しているが、改正により条例で定める物件として規定した上であっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六カ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないおそれがある。

【制度改正の効果】

改正がされた場合、多様な施設や構造物に対し、公園管理者の判断により10年以内の適切な期間について占有許可を出すことができると考えられるが、そればかりではなく、公園の利用者と相対し、利用方法や利用者の実情を把握し得る立場にある地方公共団体が直接条例で定めることにより、公園の多様な利活用が促進されるものとする。さらに、この制度は、おそらく全国的にもあまり活用されていないと考えられることから、改正によって地方の特色や実情に応じて大いに制度活用がされる可能性があるものとする。

根拠法令等

都市公園法施行令第十四条第三号

「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての標識及び備蓄倉庫と解されるところ、同法施行令第14条第1号により、占用期間は最長10年とされている。

また、「地区スポーツ団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合は、通常、都市公園法施行令第5条第4項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と解されるところ、同法第5条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。

なお、都市公園法第6条第4項では占用の期間について規定しているが、法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である「都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か」「政令で定める技術的基準に適合しているか否か」などについて適宜、適格性を確認する必要があるためである。また、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市の提案の主旨は、都市公園法に列挙された占用物件以外でも占用許可を行うことは可能とする一方、物件に応じて占用の最長期間を設定することは制限されている点について、矛盾していると考えことから、より細やかで実態にあった占用制度を運用するために占用期間の設定を条例に委任することを求める点にある。例示した支障事例について、現行法令で許可ができることをもって提案が満足するものではない。

回答では、占用許可を行うに当たって適宜適格性を確認する必要があるため法律の期間に最長の定めがあるとのことだが、その適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占用期間に係る規定について条例委任することが適当である。

また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されているところであり、占用許可権者がそれを超える最長期間を個別に設定することは不適切である。」とあるが、道路法では、郵便ポストなどの比較的耐久性が高いと考えられるものも、露店などの耐久性が低いと考えられるものも、道路管理者が5年以内であれば個別の期間を設定して占用許可を付与できる。よって、都市公園法でも同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきと考える。

なお、支障事例はあくまで例示として記述したものであるが、個別の事例に係る考え方は別紙のとおり。

全国知事会からの意見

都市公園にかかる占用期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

申請者の負担軽減、申請手続き事務軽減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「法律の期間に最長の定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である『都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か』『政令で定める技術的基準に適合しているか否か』などについて適宜、適格性を確認する必要があるため」との指摘については、それらの適格性は公園管理者である地方公共団体が必要と認めるときに自己の責任において判断すべきものであることから、占用期間については参酌すべき基準化するべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」との指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるもの（郵便ポストなど）、低いと考えられるもの（露店など）に関わらず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占用許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の裁量を拡大すべきではないか。

都市公園は、一般公共の利用に供することにより、公共の福祉の増進を目的として設置されるものである。そのため、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、必要最小限の範囲内に限り、その占用を許可しているところである。占用物件の「適格性については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占用期間に係る規定について条例委任することが適当である」とあるが、都市公園法施行令第15条第2項において、地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する装置を講ずる等公園施設の保全等に支障を及ぼさないものとしなければならない旨が規定されていることから、都市公園法施行令第14条では、耐久性などの占用物件の性質に応じた占用の最長期限を規定しており、占用許可権者がそれを超える最長期限を個別に設定することは不適切である。なお、都市公園法の占用規定においても、道路法と同様に、最長期限以内であれば個別の期間を設定して占用許可を付与できることとしている。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(7)都市公園法(昭31法79)

(iv)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)に係る占用期間(施行令14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえ、見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番39

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	二本松市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の内容】

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。

これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。

【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。

・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。

(参考)

通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間

軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間

軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間

根拠法令等

都市計画法第19条第3項
都市計画法施行令第14条
都市計画法施行規則第13条の2

都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたところ。

軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画決定する場合の都道府県と協議する理由は法第19条第4項に定められているとおりである。

一方で、都市計画運用指針のⅢ-2 運用に当たっての基本的考え方の2. 市町村の主体性と広域的な調整では、「広域の見地からの調整を図る観点」とは、「当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合」と解される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はないと解釈できる。

そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、事務手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないか。

軽易な変更が、都市計画の当初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては事務手続きを簡略化するべきである。

実態調査については、「軽易変更となる事項を拡大することの可否について」ではなく、「軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。

また、二本松市では、喫緊の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いている状況である。さらに東日本大震災からの早期復興と市民の心の復興を早期に実現するためにも都市計画公園の果たす役割は大きい、このようなことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。
- 可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。
- 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。

軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。

検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番39

管理番号 675 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 都市計画の軽易な変更の見直し

提案団体 横浜市

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手続の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。

【事例(予定含む)】

1 都市高速鉄道

①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)

(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満

②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)

(告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定)

①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更)

変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条

指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国へ同意付き協議が不要とされている軽易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付き協議を行っているところ。
軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置の早期実現を求める。なお、本市においては現在、完成予定時期を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路 高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。
- 可能などころから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。
- 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体等の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。
検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。

〔再掲〕

6 【国土交通省】

(12) 都市計画法(昭43法100)

(iii) 市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番40

管理番号 68 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 酒々井町

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番40

管理番号 970 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 全国町村会

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】

「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6 【国土交通省】

(12) 都市計画法(昭43法100)

(iv) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。